

府政防第 3009 号
消 防 災 第 168 号
令和 5 年 9 月 15 日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

令和 5 年梅雨前線による大雨を踏まえた避難情報の発令について

平素より防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年梅雨前線による大雨においては、全国各地で避難情報の発令が必要な状況となりました。

内閣府（防災担当）による「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月。以下「ガイドライン」という。）」において、市町村長は、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならないとされております。

つきましては、下記の内容について、貴都道府県内の市町村へ周知を徹底するとともに、必要な助言や支援等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

避難情報の発令にあたっては、理解のしやすさと迅速性の確保の双方の観点が必要であり、平時から、災害時をイメージして、発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の準備等を行っておくことが重要である。

そのため、「ガイドライン」の内容を十分に把握するとともに、特に以下の内容に留意すること。

1. 避難情報の発令基準等

- ・緊急時に避難情報の発令タイミングや発令対象区域の判断に迷うことが可能な限りないよう、また、「空振り」を恐れずに避難情報が発令できるよう、平時より様々な状況を想定した避難情報の発令基準を設定しておくこと。

- ・その際、発令対象区域については、災害の危険が自らに迫っているとの危機感が住民に伝わるよう、可能な限り絞り込んで発令することが重要である。一方で、細分化すればするほど市町村が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、居住者等の理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から、市町村の実情に応じて設定すること。
- ・また、避難情報を発令する際には、「ガイドライン」の具体的な情報伝達例も参考に、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝えること。

2. 情報伝達手段の多様化・多重化等

- ・避難情報を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることを基本とし、情報伝達手段の多重化に努めること。
- ・あらかじめ、すべての伝達手段について、その手順を確認し、確実に伝達されるかの訓練も実施すること。なお、戸別受信機等にあつては、避難情報が発令された際に自動で起動し、最大音量での発信が行われることを確認すること。

3. 防災体制の構築等

- ・躊躇なく避難情報が発令できるよう、防災気象情報の収集・分析、災害発生の兆候把握、避難情報の発令・伝達など、優先させる業務を可能な限り絞り込んだ上で、さらにその業務においても優先順位を明確にしておくこと。
- ・防災担当職員以外の外部の職員が避難情報の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を推進すること。

4. その他

- ・居住者等が、自宅・施設等が災害時において立退き避難が必要な場所なのか、屋内安全確保が可能な場所なのかをハザードマップ等によりあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断できるよう、周知徹底を図ること。

<問合せ先>

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
星尾風水害対策調整官、甲斐田主査

TEL : 03-3501-5693

○消防庁国民保護・防災部防災課

太田災害対策官、早勢係長、大竹事務官

TEL : 03-5253-7525